

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月29日

【会社名】 三洋工業株式会社

【英訳名】 SANYO INDUSTRIES, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 菊地 政義

【本店の所在の場所】 東京都江東区亀戸六丁目20番7号

【電話番号】 03(3685)3451(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 原田 実

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区亀戸六丁目20番7号

【電話番号】 03(3685)3451(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 原田 実

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年度6月28日の当社第83期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の割当に関する事項

当社普通株式1株につき金3円 総額104,402,112円

(注)これにより中間配当金を加えました通期の配当金は、1株につき6円となります。

(2) 効力発生日

平成29年6月29日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 500,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しております。当社は東京証券取引所に上場する企業としてこの主旨を尊重し、当社普通株式の売買単位を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)とするために、株式の併合を行うものであります。

2. 併合の割合

普通株式10株を1株の割合をもって併合いたします。

3. 株式併合がその効力を生ずる日

平成29年10月1日

4. 併合する株式の種類

普通株式

5. 効力発生日における発行可能株式総数

現在の8,000万株から800万株に変更いたします。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、当社発行済株式総数の減少を勧奨し、現行定款第6条(発行可能株式総数)に規定する発行可能株式総数を株式併合の割合に合わせて減少させるものであります。

2. 同じく第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の主旨を尊重し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするため、現行定款第8条(単元株式数)を変更するものであります。

3. 現行定款第6条(発行可能株式総数)及び第8条(単元株式数)の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもってその効力が生じる旨の附則を設け、本附則はその効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、山岸文男、菊地政義、小宮山幹生、鈴木将晴、武田眞吾、原田実、山岸茂、田村和之の8氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議 結果
第1号議案 剰余金処分の件	22,935	842	0	92.57	可決
第2号議案 株式併合の件	23,604	171	0	95.27	可決
第3号議案 定款一部変更の件	23,612	165	0	95.30	可決
第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件					
山岸 文男	23,538	239	0	95.00	可決
菊地 政義	23,585	192	0	95.19	可決
小宮山 幹生	23,618	159	0	95.32	可決
鈴木 将晴	23,618	159	0	95.32	可決
武田 眞吾	23,618	159	0	95.32	可決
原田 実	23,618	159	0	95.32	可決
山岸 茂	23,618	159	0	95.32	可決
田村 和之	23,615	162	0	95.31	可決

(注) 1. 各議案の可決要件は次のとおりです。

- (1) 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
- (2) 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
- (3) 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
- (4) 第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

2. 賛成率につきましては、本総会当日出席の株主全員の議決権数を分母に加算して計算しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分により、全ての議案について結果が明らかになったことから、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数については、当日、委任状により代理出席された株主並びに出席した役員等、当社において確認が取れたもののみを加算しております。